

## 最低制限価格制度の改正概要（R4. 6. 1）

### 制度の概要

予定価格が 1,000 万円以上 5,000 万円未満の事後審査型条件付一般競争入札において、**最低制限価格**を設け、この価格を下回る入札については失格とし、最低制限価格以上予定価格以下の範囲において最低の価格で入札した者を落札候補者とします。

令和 4 年 6 月 1 日以降に入札の公告をする建設工事等から、最低制限価格の算定式を以下のとおり改正します。

### 1) 土木工事

最低制限価格 = 直接工事費 × ① + 共通仮設費 × ② + 現場管理費 × ③ + 一般管理費 × ④

係数	改正前	R4. 6. 1 改正後
①	10 分の 10.0	10 分の <b>9.7</b>
②	10 分の 10.0	10 分の <b>9.0</b>
③	10 分の 8.0	10 分の <b>9.0</b>
④	10 分の 5.5	10 分の <b>6.8</b>
設定範囲	上限値：予定価格 × 0.92 下限値：予定価格 × 0.87	上限値：予定価格 × 0.92 下限値：予定価格 × <b>0.75</b>

### 2) 建築工事及び設備工事

最低制限価格

【改正前】 = 直接工事費 × 0.95 × ① + 共通仮設費 × ② + 現場管理費 × ③ + 一般管理費 × ④

【改正後】 = 直接工事費 × **0.9** × ① + 共通仮設費 × ②

+ **(現場管理費 + 直接工事費 × 0.1)** × ③ + 一般管理費 × ④

係数	改正前	R4. 6. 1 改正後
①	10 分の 10.0	10 分の <b>9.7</b>
②	10 分の 10.0	10 分の <b>9.0</b>
③	10 分の 8.0	10 分の <b>9.0</b>
④	10 分の 5.5	10 分の <b>6.8</b>
設定範囲	上限値：予定価格 × 0.92 下限値：予定価格 × 0.87	上限値：予定価格 × 0.92 下限値：予定価格 × <b>0.75</b>